

宍粟市教育委員会告示第4号

宍粟市学童保育所要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

平成30年3月12日

宍粟市教育長 西岡章寿

宍粟市学童保育所要綱の一部を改正する要綱

宍粟市学童保育所要綱（平成25年宍粟市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

宍粟市学童保育事業実施要綱

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「保護者」を「この要綱は、保護者」に、「に宍粟市学童保育所（以下「保育所」という。）を設置する。」を「の学童保育事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。」に改める。

第2条の見出しを「（実施場所等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

事業の実施場所（以下「学童保育所」という。）の名称、位置、定員及び実施する保育の種類は、別表第1のとおりとする。

第2条第2項中「保育所」を「事業」に、「開所」を「実施」に改める。

第3条第1項中「保育所の実施する保育」を「事業において実施する保育の種類」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 実施する保育の利用は、1か月を単位とする。ただし、一宮市民局管内の学童保育所において実施する保育の利用は、1時間を単位とすることができる。

第4条の見出しを「（休業日等）」に改め、同条第1項中「保育所の休所日」を「事業の休業日」に改め、同条第2項中「保育所の開設時間」を「事業の実施時間」に改め、第同項第2号中「15分」を削り、同条第3項中「休所日及び開設時間」を「休業日及び実施時間」に改める。

第5条中「保育所」を「事業」に改める。

第6条の見出しを「（保育検討委員会）」に改め、同条第1項中「その他入所の判定を必要とする児童の保育所への入所の適否を判定」を「の実態を調査」に、「入所判定委員会」を「保育検討委員会」に改め、同条第2項中「入所の判定」を「検討事項」に改める。

第7条中「保育所を」を「事業を」に、「学童保育所入所申請書兼誓約書」を「学童保育事業利用申請書兼誓約書」改める。

第8条中「学童保育所入所許可決定通知書」を「学童保育事業利用許可決定通知書」に、「学童保育所入所不許可決定通知書」を「学童保育事業利用不許可決定通知書」改める。

第9条第3項中「入所又は退所」を「利用を開始又は中止」に改める。

第10条第2項中「学童保育所利用料減免申請書」を「学童保育事業利用料減免申請書」に改め、同条第3項中「学童保育所利用料減免決定通知書」を「学童保育事業利用料減免決定通知書」に改める。

第11条中「保育所」を「事業」に改める。

第13条第1項中「学童保育所届出内容変更届」を「学童保育事業利用届出内容変更届」に改め、同条第2項中「保育所の」を「事業の」に、「学童保育所退所届」を「学童保育事業利用中止届」に改める。

第14条の見出し中「指導員」を「支援員」に改め、同条第1項中「保育所の円滑な管理運営を図るため、保育所に」を「事業を円滑に実施するため、学童保育所ごとに」に、「指導員」を「支援員」に改め、同条第2項中「保育所」を「事業」に改める。

別表第1中

「

河東学童保育所	宍粟市立河東小学校内	おおむね60人	学童保育
---------	------------	---------	------

」

を、

「

河東学童保育所	宍粟市山崎町神谷377番地	おおむね80人	学童保育
---------	---------------	---------	------

」

に

「

神戸学童保育所	宍粟市立神戸小学校内	おおむね35人	学童保育
染河内かしのみ学童保育園	宍粟市立染河内幼稚園内	おおむね20人	あずかり保育・学童保育

」

を、

「

「はりま一宮学童保育所	宍粟市立はりま一宮小学校内	おおむね50人	学童保育
-------------	---------------	---------	------

」

に改める。

様式第1号から様式第7号までを次のように改める。

学童保育事業利用申請書兼誓約書

年 月 日

宍粟市教育委員会 様

〒
住 所
申請者
(保護者) 氏 名 ①
電 話 ()

学童保育事業を利用したいので、関係書類を添えて申請します。
なお、学童保育事業を利用するにあたっては、下記「遵守事項」を守ることを誓約します。

利用児童	フリガナ		性別	年齢		
	氏名		男・女	歳		
	生年月日	障害者手帳等の有無（該当する場合は□に✓を付けてください。）				
	年 月 日	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 特児手当受給中	<input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
心身状況等で気になることがあれば記入してください。						
※必要に応じて別紙「学童保育事業利用者調査票」にも記入してください。						
幼稚園・小学校 (予定)名		小学校（ 年生）・ 幼稚園（年少・年長）				
利用希望学童 保育所名						
利用希望期間		年 月 日から 年 月 日まで				
利用児童と 同世帯（同居や 同一敷地内） 家族の 状況	フリガナ 氏名	続柄	生年月日	性別	勤務先・学校等	備考 (勤務先電話・携帯電話等)
	-----			男・女		
	-----			男・女		
	-----			男・女		
	-----			男・女		
	-----			男・女		
	-----			男・女		
同世帯でない祖父母の現況		父方：無・有：居住地（校区内・校区外） 就労（している・していない） 母方：無・有：居住地（校区内・校区外） 就労（している・していない）				
生活保護の状況		適用なし・適用あり（ 年 月 日保護開始）				
利用を希望する理由 1 保護者が働いているため。 2 その他（ ）						
備考						
遵守事項 1 「宍粟市あずかり保育・学童保育事業利用について」を確認し、きまり事を守ること。 2 所長及び支援員の指示に従い、他人の迷惑となるような行為はしないよう、また、集団生活に適応するよう配慮すること。 3 学童保育事業利用料等につき期限内に納付すること。 4 保育の実施に不都合が生じた場合は、時間短縮や中止を受け入れること。 5 児童の病気等につき所長及び支援員と事前に協議し、対応したに関わらず、負傷等した場合、その責任を問わないこと。						

様式第2号（第8条関係）

学童保育事業利用許可決定通知書

第 号
年 月 日

様

宍粟市教育委員会 印

申請のありました学童保育事業の利用について、次のとおり許可しましたので通知します。

児 童 氏 名		生 年 月 日	年 月 日
学童保育所名			
利 用 許 可 日	年 月 日		
利 用 料 (月 額)	円	(7月のみ 円) (8月のみ 円)	
お や つ 代 等 諸 雑 費 (月 額)	円		
備 考	1 学童保育事業利用資格に適合しなくなったときは、速やかにその旨を届けてください。 2 学童保育事業利用申請書兼誓約書の記載事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を届けてください。 3 事業の利用を中止するときは、速やかにその旨を届けてください。		

様式第3号（第8条関係）

学童保育事業利用不許可決定通知書

第 号
年 月 日

様

宍粟市教育委員会 印

申請のありました学童保育事業の利用について、次のとおり不許可としましたので通知します。

児 童 名		生 年 月 日	
学童保育所名			
不許可の理由			

様式第4号（第10条関係）

学童保育事業利用料減免申請書

年 月 日

宍粟市教育委員会 様

申請者（保護者）住 所

氏 名

㊟

次の理由により学童保育事業の利用料を減免くださるよう関係書類を添えて申請します。

児 童 氏 名		生 年 月 日	年 月 日
住 所		申 請 者 と の 続 柄	
学童保育所名			
利用開始年月日	年 月 日		
要保護・準要保護認定または幼稚園保育料減免申請	申請予定 ・ 申請中 ・ 決定済		
備 考			

様式第5号（第10条関係）

学童保育事業利用料減免決定通知書

第 年 月 日 号

様

宍粟市教育委員会 印

申請のありました学童保育事業利用料の減免について、次のとおり決定しましたので通知します。

児 童 氏 名		生 年 月 日	年 月 日		
住 所					
学 童 保 育 所 名					
判 定	1 不採択（理由）				
	2 減免措置決定	決 定 月	基 本 額	減 免 額	納 付 額

学童保育事業届出内容変更届

年 月 日

宍粟市教育委員会 様

届出者（保護者）住 所
氏 名
電 話 （ ） 印

次のとおり変更したので、届け出ます。

学童保育所名		
利用児童	フリガナ	
	氏 名	
変更事項		1 住所 2 児童の氏名 3 保護者の状況 4 その他（ ）
変更内容	新（変更後）	
	旧（変更前）	
備 考		

※保護者の就労状況変更の場合は、新たな事業所における就労等証明書を再提出のこと。

様式第7号（第13条関係）

学 童 保 育 事 業 利 用 中 止 届

年 月 日

宍粟教育委員会 様

届出者（保護者）住 所
氏 名
電 話 （ ）

印

次の者の学童保育事業の利用を中止させていただきたく、届け出ます。

利用 児童	フリガナ		生 年 月 日	性 別
	氏 名		年 月 日	男 女
学 童 保 育 所 名				
利 用 中 止 日		年 月 日		
利用中止の理由				

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。
(宍粟市学童保育所特別支援児入所判定委員会要綱の一部改正)
- 2 宍粟市学童保育所特別支援児入所判定委員会要綱（平成25年宍粟市教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宍粟市学童保育事業特別支援児保育検討委員会要綱

第1条を次のように改める。

第1条 特別な支援を要する児童（以下「特別支援児」という。）の宍粟市学童保育事業（以下「事業」という。）の実態について調査し、適正な利用を講ずることにより事業の健全な運営を図るため、宍粟市学童保育事業特別支援児保育検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条第2号中「学童保育所入所の適否」を「事業の利用」に改め、同条第3号中「学童保育所利用」を「事業の利用」に、「指導員」を「支援員」に改め、同条第4号中「学童保育所」を「事業」に改める。

第3条第2項中「学童保育所」を「事業の実施場所」に改める。

第6条中「学童保育所担当課」を「学童保育事業担当課」に改める。